**＊福祉用具購入事前申請時の注意事項＊**

・当該の福祉用具が必要な理由・身体状況をなるべく詳しく記載してください。

・付加機能が必要な場合は必ず理由欄にその旨記載しておいてください。

（例：シャワーチェアーのひじかけ：座位保持が困難なためひじかけが必要

ポータブルトイレのウォシュレット：腕に麻痺があり清拭困難　　　……など）

平成２５年度からの福祉用具購入事前申請に関するＱ＆Ａ

**Ｑ１．なぜ事前申請に変更になったのか？**

　購入していただく前に、本人の身体状況に合った福祉用具が選定されているか、保険者である市の方でも協議・確認させていただきたいと考えたからです。

また、申請された金額が間違っていたり、同じ商品が違う金額だったり、という事例がありました。そういった事務手続き等の問題を回避したいという点もあります。

適正な給付に向けてご協力よろしくお願い致します。

**Ｑ２．申請者は販売業者でないといけないか。**

　販売業者の申請が多く見受けられますが、書類さえ揃っていれば、ケアマネージャー、ご家族様でも結構です。ただ、書類を渡すだけではなく、事前協議として使用状況や身体状況をお聞かせいただきますので、当該申請のことをよく理解している方がお越し下さい。

**Ｑ３．ケアアネージャーの資格証のコピーが必要なのか？**

　担当のケアマネージャーの届け出がある場合は不要です。担当のケアマネージャーがいない場合は、理由を書かれた福祉用具販売専門員（またはそれに準じる資格）の資格を証明できるもののコピーを添付して下さい。

**Ｑ２．早急に必要な場合、被保険者１０割負担了承の上で先行して購入することはできるか？**

　基本的には承認前の購入は保険給付対象外です。

　ただし、ポータブルトイレなど急を要する場合も出てくると思います。その際はまず市役所高齢介護課までご相談ください。

**Ｑ３．「支給申請は退院・退所後に」とあるが？**

事前協議・購入は退院退所前に行っていただいても構いません（事前に外泊等の際に使用場所での身体状況を確認して下さい）。ただし、入院入所が長引いて在宅復帰した際に、決定していた福祉用具が身体状況と合わない場合は取り下げていただくことになりますし、購入したけれども一度も使わなかった（帰宅しなかった）ということになれば、保険からの支給は行えません。

従って、事前協議はなるべく退院退所のめどがたってから行い、支給申請は退院退所後に行っていただくようお願い致します。

**Q４．どの時点から事前協議を行えばよいか？**

　平成25年度分から＝平成25年4月１日購入分からとなります。購入日は支払いを完了した日＝領収書の日付となります。4月１日以降購入分に関しては事前申請のないものは保険給付できませんのでご了承ください。

また、一年で１０万円という保険給付限度額が切り替わるのも平成25年４月１日購入分からになりますのでよろしくお願い致します。